



# 多様化し矛盾が噴出する被ばく労働

## 福島第一原発事故後の放射線管理

### 不安がつる個別の被ばく線量管理

福島県で除染作業に従事する労働者の累積放射線被ばく線量は、誰がいつまで管理するのか。何十年もたってからがんになる確率が増えるというのに、将来、肝心のもの時に「むかし被ばくした放射線量を調べようがない」というのでは困る…。などという話について、当然に、法令や制度はそういうことがないように手当てをしていなければならないはずだ。ところが今、法令と実際の運用状況は、その不安を募らせるようなものにしかかかっていないようだ。

### 「 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える」 被ばく管理は多様化

福島第一原発事故の収束へ、復旧のための多岐にわたる膨大な量の事業群が現れるなか、そこで働く労働者は放射線被ばくを避けられない。その被ばくについての規制は、これまで屋内で管理された状態を前提にして放射線被ばく管理の規制を定めた省令、電離放射線障害防止規則（電離則）では対応できない状況が現れた。

そこで、すでに排出され、拡散してしまっ

た放射性物質を含む土壌等を除染し、その汚染土壌や汚染廃棄物を収集、運搬、保管したり、取扱う業務について、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（除染電離則）という長い名前の省令が制定されたのが2011年12月22日のことだった。この除染電離則で福島第一原発事故由来の汚染物の除染に関わる労働者については、規制の仕組みができたわけだ。

除染電離則の対象となる「除染等業務」はどこまでを含むのか。まず地域が指定されていて、汚染対処特措法で除染特別地域と指定されている富岡町、双葉町等11の市町村と、汚染状況重点調査地域とされている8県にわたる104市町村となっている。

線量の測定については、作業場所の平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所での作業については、外部被ばく線量について個人線量計で測定し、作業内容に応じて内部被ばく線量も測定することとしている。 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下の場所では、代表者による測定でも可能としている。

この $2.5 \mu\text{Sv/h}$ という数字は、週40時間労働で52週換算にすると、 $5 \text{mSv/年}$ ということになる。つまり従来の電離則にいう放

放射線管理区域の「3か月で1.3mSvを超えるおそれのある区域」という設定に合わせたものだ。

で、具体的な「除染等業務」の中身だが、まず想定されるのが「土壌等の汚染等の業務」と表現される部分だ。具体的には「汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡大の防止その他の措置を講ずる業務をいう。」としている。二つ目には「除去土壌又は汚染廃棄物（セシウムの放射能濃度が10,000Bq/kgを超えるもの）の収集、運搬又は保管の業務」があげられているが、「上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋め立て処分場における業務等、除染土壌又は汚染廃棄物等の処分の業務」については、管理された線源からの被ばくが主であるとして、従来の電離則適用としている。

さらに、「特定汚染土壌等取扱業務」については次のようなものを含むとしている。

「生活基盤の復旧等の作業での土工（準備工、掘削・運搬、盛土・締め固め、整地・整形、法面保護）及び基礎工、仮設工、道路工事、上下水道工事、用水・排水工事、ほ場整備工事における土工関連の作業」

「営農・営林等の作業での耕起、除草、土の掘り起し等の土壌等を対象とした作業に加え、施肥（土中混和）、田植え、育苗、根菜類の収穫等の作業に付随して土壌等を取り扱う作業が含まれること。」

つまり「除染等業務」とは、除染という範疇に入るものとして、相当な範囲を含んでいることがわかる。たとえば汚染の状況によっては、農作業に従事する人も個人線量計を装備しなければならないこととなる。

また、個人事業者、自営業者、ボランティ

ア、住民が除染等の仕事をする場合については、「実効線量が1 mSv/年を超えることのないよう、作業頻度は年間数十回（日）より少なくすること。」とし、やむを得ず特定汚染土壌等取扱業務を行う事業主については、行政通達であるガイドラインを適用するものとしている。

除染等の業務については、まず除染電離則で対処することになったが、つぎに問題となったのは同じ除染特別地域等で除染業務以外の仕事に従事する労働者の被ばく管理だ。昨年6月15日に改正された除染電離則は、新たに平均空間線量率 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所で行われる除染等業務以外の業務を「特定線量下業務」とし、基本的には除染等業務従事者と同様に個人線量測定義務など同様の規制を行うこととした。

さらに、除染の進展に伴い、汚染された廃棄物や土壌を処分する業務が本格的に実施される状況になっている。この「事故由来廃棄物等処分業務」に従事する労働者の被ばく管理については、除染電離則を新たに制定する理由となった「放射線源が管理できない状況」ではなく、管理された線源として取り扱うことが可能であることから、従来の電離則を適用することとした。

## 4種類の被ばく労働 行く先危ない累積被ばく線量データ

このように福島第一原発事故以降の関係する労働者の放射線被ばく管理については、①原子力施設内で収束作業に従事する労働者、②除染等業務従事者、③特定線量下業務従事者、そして④事故由来廃棄物等処分業務従事者という4種類の被ばく管理規制が行われることになったわけである。新たな

制度運営が一気に行われるわけだが、今後どのような問題が出てくるだろうか。

まず、最初の累積被ばく線量記録の扱いという問題にもどる。電離則も除染電離則も被ばく線量の記録や健康診断の記録は、30年間の保存を事業者に義務付けている。しかし、労働者は一生のうち一つの事業場だけで放射線業務に従事するとは限らず、いくつかの事業場で被ばく労働に従事する場合も多い。その場合に累積被ばく線量を把握するためには、個々の事業場か労働者本人が被ばく線量を引き継ぐ必要があるが、現実的ではない。そのため、1977年に財団法人放射線影響協会が放射線従事者中央登録センターを設置、原発など原子力施設で働く作業員については、統一的に管理し、永久保存することにしており、作業員には放射線管理手帳を発行している。これを確実なものにするために、電離則の条文では、30年の保存を義務付けたあと、「ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。」とし、(第9条第1項)告示で中央登録センターを指定しているわけである。

除染電離則でも、制定された翌々月の2012年2月13日、電離則同様に厚生労働大臣が中央登録センターを引渡し機関に指定(厚生労働省告示第55号)し、特定線量下業務を新たに規定した改正の後の同年8月14日にも同業務の条文でも引渡し機関に指定した(厚生労働大臣告示第482号)。また、事故由来廃棄物等処分業務従事者については、電離則の適用になるから、もともと中央登録センターが指定されているので特に改正の必要はない。

となると、除染やその他の作業で被ばく

する作業員もすべて対象となるから、全部の労働者の被ばく記録が集中的に管理され、永久に保存されるかということ、これが全くそのようにはなっていない。なぜなら、記録に引渡しは省令により可能になっただけで、決して義務ではないからだ。

原子力施設の場合は、いわば原子力産業の創成期から課題と認識され、業界として作り上げ被ばく管理手帳は原子力施設内の作業に必須のものとして定着しているし、原子炉設置者である電力会社やメーカーが費用負担をするのは常識になっている。しかし、地域で除染業務を行う事業者や、新たに汚染廃棄物の処理を担当した処理事業者、それに地域内で他の業務をする特定線量下事業者がそのような新たな被ばく管理のための費用負担と事務手続きをするには、ほとんど何のインセンティブもない。環境省でも中央登録センターへの引き渡しを推奨しているにすぎない。

引渡しをしなかった事業者が、30年の保存義務といわれてどのようにそれを確保するのか、これは全く個々の事業者の良心だけに委ねるなどという全く非現実の上ない制度になってしまっているのだ。

そもそも公益財団法人とはいえ、業界の任意で設立しただけの民間機関に引渡しを推奨するだけというのが現状でデータの保存は極めて不安定な状況にあるといわねばならない。すみやかに中央登録機関を政府が関与した法律に基づくものとして位置づけるなどの措置が必要といえるだろう。もっともそのためには、一貫していわば野放し状態のままになっている医療関係の放射線業務従事者(医療法の適用対象分)の登録制度問題ともリンクする課題ではあるが。

## 自営業者と住民の労働被ばくについて 適用法なし

いうまでもなく厚生労働省令である電離則と除染電離則の根拠法は労働安全衛生法であり、適用対象は労働基準法上の労働者だ。個人事業主、自営業者、ボランティア、それに住民などの立場で被ばくする作業に従事する人については、厚生労働省の関係ガイドラインは、極力被ばく作業自体を避けるように求めている。これは全く妥当性のある話だが、それでも被ばく作業に従事せざるを得ない場合は、ガイドラインを適用するとしている。当たり前の話だが、適用したとしても責任の主体は自らにあり、労働安全衛生法（たとえば刑事罰）の適用はされない。

他の放射線業務であれば、他の法令の適用があるわけで、このようなことはあり得ない。つまり労働者に該当しない人であっても、医療機関なら医療法等、原発の敷地内なら原子炉等規制法、RI 施設なら放射線障害防止法というように被ばく管理の規制がある。しかし、敷地外の除染業務を労働者としてでなく行うときは、法律上の規制はなくなってしまうというわけなのだ。この点での原子力規制当局の対策は全く講じられていないのが現状なのである。

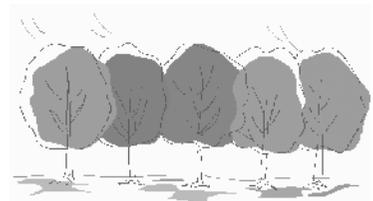
## かえって不確かになる？ 元方事業者の二重一元管理

さらに、従来の原子力施設の被ばく管理を含めすべての原発事故関連の被ばく管理対策でいえることに、元方事業者の責任問題がある。除染等業務、特定線量下業務、事

故由来廃棄物等処分業務、それぞれのガイドラインにある安全衛生管理体制の項目で、必ず元方事業者が安全衛生統括者の選任や関係請負人との連絡調整などを行なうことを求めている。原発内の作業についての行政通達に準じて、労働安全衛生法における製造業元方事業者の義務（第30条の2）、特定元方事業者の義務（第30条）と同様の対応を義務付けるものとなっている。根拠条文といえば、元方事業者の原則を規定した第29条があるにすぎず、とくに「元方事業者による被ばく状況の一元管理」については、保存責任の所在の不安定性とも関係してかえって混乱を及ぼすのではないかと危惧される。

もともと法令上の被ばく管理については、誰が責任を持つのか、適正な在り様を速やかに設定すべきであり、現在の不確かさは少なくとも変える必要がある。

被ばく管理は矛盾だらけでありながら、事態はどんどん進んでいくのが現在の状況である。今後、さらに明らかになってくるであろう課題に注目していく必要がある。



# 職業性胆管がん事件 SANYO-CYP 胆管がん被害者の会結成 会社との話し合いへ

## S社17人全員認定

胆管がんの業務上外を判断する厚生労働省「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」（以下、検討会）は5月21日、胆管がん事件の震源となったSANYO-CYP社の1名を業務上と判断した。これでS社の17人全員が認定された。そのうち、昨年発症が確認された在職者1名が5月下旬

に胆管がんで死亡している。今年になって二人目だ。

## 通常印刷で3名認定

さらに検討会は6月13日の第7回検討会において、療養中の宮城県2名（同一事業場）、愛知県1名について業務上、営業職の1名を業務外と判断した。

表1 SANYO-CYP社胆管がん被害者（関西労働者安全センター調べ、2013年5月末まで）

番号	被害者 (英字は故人)	生年	就業期間	発症年 (診断)	死亡(年齢)等
1	A	1962	1985~1998	1996	2004(41)
2	B	1963?	80年代~1998	1997	1998(35?) 在職死亡
3	C	1969	1988~1996	1999	2000(31)
4	D	1978	1996~2005	2003	2005(27) 在職死亡
5	E	1969	1989~2006	2004	2006(37) 在職死亡
6	F	1961	1988~1998	2006	2007(46)
7	① 在職	1967	1994~	2007	
8	②	1969	1988~1999	2007	
9	G	1969	1994~2004	2009	2010(40)
10	H	1969	1989~2000	2009	2013/1(43)
11	③	1978	1997~2012	2010	
12	④ 在職	1971	1999~	2010	
13	I 在職	1968	1992~	2012	2013/5 在職死亡
14	⑤ 在職	1974	1993~	2012	
15	⑥ 在職	1973	1999~	2012	
16	⑦	1981	2000~2006	2012	2012/11 手術(市大病院)
17	⑧	1978	1997~2003	2012	2013/1 手術(市大病院)

※療養中8名、死亡9名

# 胆管がん労災17人に

## 大阪の会社さらに1人認定

印刷会社で働いて胆管がんになった人や遺族から労災請求が相次いだ問題で厚生労働省は21日、新たに大阪市中央区の印刷会社「SANYO-CYP」の元従業員1人を労災と認定することを決めた。これで、申請していた同社の従業員は17人（うち8人が死亡）全員が労災と認められた。SANYO社で1997



胆管がんの労災認定について会見する野内豊伸さん＝21日午後、大阪市中  
央区、豊間根功智撮影

年から6年間働いた野内豊伸さん（34）。同社で働いていた20～40代の16人は3月に労災認定されたが、申請の時期がほかの人より遅い今年2月だったため、手続きが遅れていた。

専門家検討会がこの日開かれ、野内さんについて、16人と同じように印刷機に使用される洗浄液に含まれる化学物質「1、2ジクロロ

プロパン」に高濃度で長い時間さらされたことが発症の原因になった可能性があると結論づけた。

野内さんはこの日、支援団体の関西労働者安全センター（大阪市）で会見を開き、「胆管がんになったため今の仕事を休業し、貯金を崩して生活している。補償が得られると思うと、ほっとしました」と話した。

1月に手術を受け、肝臓の3分の1を摘出した。毎日飲んでいる抗がん剤の影響で、会見中も鼻から出血した。「シャワーを浴びたときにも鼻血が出る。次にがんが再発したらアウトだと追いつめられた気持ちで治療している」

被害者の会の一員でもあり、これからも会社に対して責任を追及し、補償を求めていきたいという。

2013年5月22日 朝日新聞

S社の被害は、オフセット印刷の本印刷前の色校正印刷において多種少量印刷を繰り返す作業で、ゴムでできたブランケットローラーの洗浄時に洗浄剤を大量に使用し、この洗浄剤に含まれていたジクロロメタン（DCM）、1、2-ジクロロプロパン（1,2-DCP）にばく露したことが原因だった。

一方、今回の3名はいずれも通常のオフセット印刷作業で「高濃度」「長期間」ばく露したことが原因だと判断された。宮城2名は「150ppmを超える1,2-DCPに約16年間ばく露」、愛知は「400ppmを超えるDCMに約

12年間ばく露」と推定された。

特に、愛知の方は、DCMへの単独ばく露による初めての認定例となった。

この方は名古屋労災職業病研究会と関西センターが支援する40歳代の男性で、名古屋西労基署管内のオフセット印刷会社（廃業）での勤務歴があった。

### 何があったのか？

互いに連絡をとっていたS社の被害者、家族が4月7日に「SANYO-CYP胆管がん被

表2 印刷業における胆管がんに関する労災請求状況（2013年5月末現在：厚労省）

	労災請求	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
SANYO-CYP社	17(7)	1(1)	8(3)	8(3)			
宮城の事業場	2		1	1			
福岡の事業場	2(1)			2(1)			
その他	51(39)		2(2)	7(4)	11(9)	23(18)	8(6)
合 計	72(47)	1(1)	11(5)	18(8)	11(9)	23(18)	8(6)

※（ ）内は請求時の死亡者数（遺族による請求）で内数。S社では、労災請求後に2名死亡している。  
 ※年齢は労災請求時（死亡者については死亡時年齢）  
 ※SANYO-CYP社、宮城、福岡の事業場以外では同一事業場で複数の労災請求はない。  
 ※印刷業以外では胆管がんに関する労災請求が13件ある。

### 愛知の男性ら認定へ 胆管がん労災、大阪以外で初

印刷会社の従業員らに胆管がん発症が相次いだ問題で、厚生労働省の専門家検討会は十三日、新たに宮城県と愛知県の印刷事業所で働いていた三人を労災認定すべきだとの結論を出した。大阪市の校正印刷会社の元従業員ら以外で認定されるのは初めて。厚労省は、それぞれの労働局に労災保険給付の手続きをするよう指示した。

厚労省によると、三人はいずれも存命しており、宮城県の二人は同じ印刷会社の従業員で三十代と四十代の男性。印刷機械の洗浄業務に携わり、一九九五年から約十六年間、洗浄剤に含まれる化学物質「1、2ジクロロプロパン」に高濃度でさらされた。

愛知県の一人は、三重県在住の四十代男性の元従業員。八四年から約十二年間、名古屋市中西区の事業所で洗浄剤に含まれる「ジクロロメタン」にさらされた。三人とも作業時にマスクなどをしていなかった。ジクロロメタンが原因とされたのは初めてのケース。

再発の不安抱え朗報にも「複雑」  
西區で勤務の男性  
名古屋市中西区の印刷事業所で働いていた男性は十三日、労災認定の見通しとなったことに「請求が認められてほっとしたが、再発の危険もあり、手放しに喜べない」と話した。

男性は「揮発性の高い有機溶剤を使った印刷機の洗浄作業が原因で胆管がんを患った」として、昨年八月に中部地方で初めて労災適用を名古屋西労働基準監督署に申請していた。

男性によると、検討会の後、労基署側から電話があり「労災を白パーセント認める結果となりました」と告げられたという。

男性が胆管がんと診断されたのは、転職後の二〇〇七年。以来、断続的に粒子線治療や抗がん剤の投与を受けてきた。男性は今も副作用が抜けきらず、体調はよくない。私のほかにも印刷現場で働いて胆管がんを患った人がいるはず。国は積極的に支援してほしい」と訴えた。

2013年6月14日 中日新聞

害者の会」（以下、被害者の会）を結成した。事務局は関西労働者安全センターにおかれることになった。

4月21日には、被害者の会と会社とののはじめての話合いが行われた。

会社からは、山村社長夫妻、取締役の二人の息子が出席し、被害者に対して頭を下げた。

山村社長は「謝罪」という言葉を使ったが、被害者からは会社の責任認識について

厳しい質問がぶつけられた。被害者が納得できる回答はなされなかった。

話合いでは会社側から説明資料が配付され、山村社長の長男がこれを朗読した。そのあと被害者全員がこれまでのことや質問、意見を述べ、2時間余りで会合は終わった。

被害者側が強く求めているのは、会社で何があったのかについての真実の説明だ。

6月16日に第2回が行われることになっている。

どうする未規制物質への対応

S社は「1,2-DCPは未規制物質であったので安全だと思っていた」と言っている。

一方、第二種有機溶剤であるDCMを成分とする洗浄剤を使用していたことは元従業員の複数証言などから明かだが、この点については、「ほとんど資料がないのでほとんどの期間において使っていたかどうかわからない」と述べるに止まっている。

こうした合法的に職場環境対策をサボタージュすることを許しているのが、有機溶剤中毒防止規則の核とする規制対象物質を定めて対策を法定する規制制度そのものともいえる。

そうした制度的欠陥を、S社の体質を触媒として、最悪の形で露呈させたのが、今回の胆管がん事件にほかならない。

法律で規制されていない＝安全な物質である、という「手前勝手な解釈」に基づく倫理にもとる企業行動。

鼻をつく異臭にむせてしまうほど大量の有機溶剤を使用させながら、法律で規制されていないから何らの対策もとらなくて

いいのだ、ということがまかり通ってきたし、これからも、これは、法律的に許されることに変わりはない。

厚労省は、膨大な数の未規制化学物質の

2013年(平成25年)4月23日(火)

毎 日 新

胆管がん被害者の会結成

大阪の印刷会社社長が直接謝罪

大阪市、中央区の印刷会社、サンコー・シーワッピの現元従業員3人が胆管がんを発症(うち8人死)した問題で、発症者のうち13被害者(6患者、7遺族)が「胆管がん被害者の会」を結成した。その後、未解決の事実の説明や補償交渉などに取り組む。22日に記者会見した同会は、本社(山科区津守)と山科区津守の同社幹部と話し合いの場を待ち、山村社長が初めて直接謝罪したことなどを明らかにした。

同会は今月7日朝陽 胆管がん発症の原因と被害を明らかにし、同社からの納得い

大阪市の印刷会社社長が直接謝罪する。行政とワッピの現元従業員3人が胆管がんを発症(うち8人死)した問題で、発症者のうち13被害者(6患者、7遺族)が「胆管がん被害者の会」を結成した。その後、未解決の事実の説明や補償交渉などに取り組む。22日に記者会見した同会は、本社(山科区津守)と山科区津守の同社幹部と話し合いの場を待ち、山村社長が初めて直接謝罪したことなどを明らかにした。

同会によると、本社との話し合いは21日、大阪市で行われた。会社側は山村社長や役員計4人、被害者側は被害者と遺族、支援団体の計20人が出席。山村社長らが頭を下げて謝罪し、労災認定による補償のほか、会社側から被害者への慰謝料を支払う方針を明らかにした。

同会によると、被害者側は「まだ治療を続ける元従業員

らためて説明した。一方、治療の多くが、身体が弱に侵されていく様子もつらさを訴えたという。

22日の会見で元従業員らは、会社による直接的謝罪などを「一歩前進」だとして、元従業員の高岡浩二さんを46歳で亡くした岡田俊子さん(88)は「遺言が世話になった会社からは、社長と向き合うことが難しい」と述べ、「まだ治療が必要ない人もいます。十分な補償をしてほしい」と訴えた。

労災認定を受け、手錠を、抗がん剤による治療を続ける元従業員

同会によると、被害者側は「まだ治療を続ける元従業員



胆管がん被害者の会を結成し、参列する被害者の本岡高台さん(左)と被害者遺族の高岡俊子さん。大阪市中央区で22日、長谷川直典撮影

2013年4月23日 毎日新聞

リスク評価とそれに基づく対応を加速させるとしているが、法制度の中に「未規制物質であっても、安全だという証拠がない限りは、対策をとらなければならない」とする条項をつくるべきだ。

そうしなければ、胆管がん事件と同種の事件が起こる可能性が残る。

3月14日厚労省は今後の化学物質の管理の強化について次のような方針を明らかにしている。

これまでの一斉点検、通信調査等の取組に加え、以下の取組を強化します。

#### ア 迅速な法令の整備

1, 2-ジクロロプロパンについて、早急に、ばく露の実態を踏まえた必要なばく露防止措置を検討し、速やかに特定化学物質障害予防規則等を改正し、ばく露防止措置を義務化。(夏までに必要なばく露防止措置の結論、法令改正は10月頃公布、1月施行を予定)

#### イ 化学物質のばく露防止の指導

法令改正を待たずに、1, 2-ジクロロプロパンの使用を原則として控えるよう指導。洗浄等の業務に用いる他の化学物質についても、安全データシート(SDS)を入手し物質の性質を踏まえたばく露防止措置をとることを指導するとともに、SDSを入手できない化学物質については、洗浄剤として使用するのが望ましくない旨指導。

#### ウ 現行法令の遵守の徹底

ジクロロメタンについては、現行の有機溶剤中毒予防規則によるばく露防止措置の遵守を徹底

上記イに対応する内容が3月14日付で出された厚労省の通達の一部に記載されてい

る。

「(4) 危険有害性が不明の化学物質への対応  
化学物質の譲渡・提供に当たり労働安全衛生法第57条の2及び労働安全衛生規則第24条の15に基づくSDSの交付を受けることができない化学物質については、国内外で使用実績が少ないために研究が十分に行われず、危険有害性情報が不足している場合もあるため、洗浄剤として使用するの望ましくないこと。やむを得ず洗浄又は払拭の業務に使用させる場合は、危険有害性が高いものとみなし、1の(3)のア、イ、ウ、オ及びカに規定する措置を講ずるとともに、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることによりばく露を防止すること。」(厚生労働省労働基準局長「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」2013.3.14基発0314第1号)

ここでいう『1の(3)のア、イ、ウ、オ及びカに規定する措置』とは、ア.雇入れ時等の教育、イ.作業指揮者の選任、ウ.発散抑制措置、オ.作業の記録、カ.保護手袋の使用を指す。

ところが、S社が使用していた1, 2-DCPを成分とする洗浄剤にはMSDSがつけられていた。そこには、アメリカのACGIHの許容濃度は始めから記載されていたし有害性情報もあった。

しかし、S社は「国内法規である有機溶剤中毒防止規則の対象とはなっていなかった、そこだけを見ていた」と言うのだ。

今回の通達の記載内容で労働者の健康を守ることができるとは思えないし、この内容でさえ、法規ではない「通達」の片隅に書かれているだけだ。

未規制物質への、もっと適切で理にかなった対応が求められている。

### 産衛学会許容濃度委員会の提案

日本産業衛生学会許容濃度委員会は、今回の事態を受けて、これまで許容濃度さえなかった1,2-DCPについて、発がん分類や許容濃度について議論を行った結果、提案をまとめ、5月14日の総会（松山市）で承認された。

- ・1,2-DCPの許容濃度（8時間平均）を1ppmとする。
- ・1,2-DCPについて発がん性を「第2群A」（ヒトに対しておそらく発がん性がある。証拠が比較的十分な物質で、疫学研究からの証拠が限定的であるが、動物実験からの証拠が十分である）に分類する。

・「化学物質を含む洗浄剤を使うオフセット印刷工程」の発がん性を「第1群」（ヒトに対して発がん性がある）に分類する。

いずれも欧米にさきがけた提案内容となっており、今後、海外へも波及していくと考えられる。

6月18-20日にオランダで行われる第23回産業衛生疫学会議（<http://www.epicoh2013.org/>）で、熊谷准教授が報告を行うことになっている（<http://www.eventure-online.com/eventure/publicSession.do?id=193846>）。

同会議では、北欧の職業がんデータベースの検討から、印刷従事者男性に肝内胆管がんの有意なリスクがみられたとの報告も行われるとのことだ（<http://www.eventure-online.com/eventure/publicSession.do?id=193785>）。

表3 職業性胆管がん事件 2013/3/14 以降、

2013		
3	14	厚生労働省「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」第5回報告書公表 ジクロロメタン、1,2ジクロロプロパンの2物質が原因物質と推定 SANYO-CYP社は1,2ジクロロプロパンの高濃度、長期間ばく露が原因と判断 時効適用は除外（発症時から）
3	27	16名分の労災決定、通知書発送
3	28	SANYO-CYP社「謝罪」記者会見
4	2	大阪労働局、安衛法違反でSANYO-CYP本社を自宅捜索
4	7	SANYO-CYP胆管がん被害者の会結成、第1回会合
4	14	日本産業衛生学会総会、許容濃度委員会の提案を了承 ・1,2-DCPの許容濃度（8時間平均）を1ppmとする。 ・1,2-DCPについて発がん性を「第2群A」（ヒトに対しておそらく発がん性がある。証拠が比較的十分な物質で、疫学研究からの証拠が限定的であるが、動物実験からの証拠が十分である）に分類する。 ・「化学物質を含む洗浄剤を使うオフセット印刷工程」の発がん性を「第1群」（ヒトに対して発がん性がある）に分類する。
4	21	SANYO-CYP社との話し合い第1回（会社側：山村恵唯社長ほか3名）
5	21	厚生労働省業務上外検討会第6回 SANYO-CYP社17人目、野内豊伸さん業務上判断
6	13	厚生労働省業務上外検討会第7回 宮城の2件、愛知の1件業務上判断。1件は業務外。 愛知の1件は、ジクロロメタン単独ばく露（12年）で初。（名古屋西労基署）
6	16	SANYO-CYP社との話し合い第2回予定

## 連載 それぞれのアスベスト禍 その32

### 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

#### 元看護師がゴム手袋再生作業で 二人目の労災認定

5月20日、夫の高田宣佳さんの元に郵便が届いた。それは、待ちに待った故高田節子さん（享年68歳）の労災認定決定通知だった。

故高田節子さんはH23年1月に中皮腫を発症して、H25年1月15日に逝去された。発病から僅か2年間の闘病だった。しかし、節子さんが自分の病名を知ったのは亡くなる7ヶ月前だ。また、本当の発症時期はH23年1月よりももっと前だった可能性が高い。仕事に対して責任感の強かった節子さんは体調不良にもかかわらず、ギリギリまで我慢して日常生活を送っていたと思われる。我慢の限界に達したH23年1月、入院して検査した。

しかしその時は、腹膜や胸膜の中皮腫を疑ったが病名の確定には至らなかった。理由は様々だが、ひとつには「アスベスト」との接点など思いも寄らなかったのでの的確な検査も診断も行われなかった可能性がある。

翌H24年5月、大阪赤十字病院で病理組織診断を行った結果「腹、胸膜中皮腫」と病名を告げられた。「手術不可、抗がん剤治療のみ」という医師の言葉に愕然とした節子さんと家族達。「一体何処でアスベストを

吸ったのか?」。いくら考えてもアスベスト曝露の原因が解らない。ただひとつ思い当たるのは夫の宣佳さんが建設会社勤務だということだった。当然宣佳さんに疑惑の目が向けられた。「お父さんの作業服を洗濯して病気になった」と、節子さんや娘さん達から責められるような目で見られたという。「馬鹿なこといな。わしは営業職なので現場に行く事があっても自宅に持ち帰る程の埃はなかった」と宣佳さんは反論したが、その当時はとても辛かったと回想する。

「何故こんな病気に?」と疑問を抱きながら闘病していたH24年8月27日。一本の電話が入ってきた。それは宣佳さんの弟からで「新聞記事に山口県の元看護師さんが中皮腫になったと出ている。お義姉さんも同じではないか?」という内容だった。

山口県の元准看護師河村三枝さんが、手



看護師時代の高田節子さん(1997年)

術用のゴム手袋を再生する時に  
行った作業の中に「タルク」を取  
り扱う工程があった。使用済みの  
ゴム手袋は洗浄して乾燥させその  
後にガス滅菌するのだが、乾燥後  
にゴム手袋の滑りをよくする為  
「タルク」という粉を付着させる。  
先の河村さんの場合は、家庭用の  
黒いゴミ袋に手袋を入れて、その  
中に粉を入れてよく振り混ぜ、付  
着させていた。そのタルクという  
物質にアスベストが不純物として  
混入しているのだ。河村さんの記  
事を見た宣佳さんは、その当時かかっていた「みずしま内科クリニック」の水嶋先生に相談して我々を紹介された。

節子さんとは存命中に3回お会いした。最初のご自宅を訪問した。節子さんはやせ細った身体をベッドに横たえていたが、その姿からは凜とした気品のある雰囲気漂っていた。看護師になった当初の話やご主人との出会いから、いろんな話をして下さった。

多才な方で、書道は師範の資格を取得し、カラオケもかなりの実力のようだ。仕事は言うまでも無く、元同僚の話では「看護師の鏡」と評判だった。

節子さんが勤務していたのは主として内科系だったが、S58年からH7年までの12年間は手術室勤務になった。それまで東大阪市内の公立病院に勤務していたが、懇意にしている知人が民間病院を開設することになり節子さんに声がかかったのだ。その時、手術室勤務となった。ベテラン看護師の節子さんは、後輩の看護師と看護助手の3人で手術室を担当した。救急指定病院だったので常に手術が行われていた。節子さん



会見する夫の宣佳さん（右、サンテレビより）

が所属した12年間に、小さなものも含めて約4000症の手術を行ったそうだ。

手術室の隣には中央材料室があり、病院中の諸材料を管理していた。節子さん達は毎日、使用されたゴム手袋などを洗浄、乾燥して、タルクを塗っていた。当初はゴミ袋で行い、その後に再度手袋を一つずつ手にとって丁寧に粉をまぶした。暫くすると、段ボール状の箱にタルクを大量に入れて、ゴム手袋を入れ、かき回したり、裏返したりしながら万遍なく粉を付着させた。もちろん、部屋の中は粉だらけになり、顔も眉毛も白くなっていた。ゴム手袋は病院中から集められて、全てここで作業していた。ベッド数は200床の病院だから相当な量が有ったと考えられる。H7年に手術室勤務が終わると病院の総看護師長となり、定年退職まで後輩の指導に当たった。

東大阪市内の民間病院を定年退職後は、おなじ東大阪市内の特別養護老人ホームに勤務した。その特別養護老人ホームの玄関を入った受付の前には畳一枚以上も有る立派な書がかかっている。節子さんの作品が展示されているのだ。このホームに勤務し

ている看護師のGさんに話を聞いたら「家庭よりも仕事を選んだ方です。看護師の鏡だと皆いっています。人間的にも素晴らしい人です。高田さんと親しくさせて貰っていると、皆から羨ましがられています」と誇らしそうに語っていた。

仕事を愛し、それ以上に夫と家庭を愛し、人生の終盤に差し掛かった時に襲った病魔。節子さんは自身の発病原因について作業内容以外は、多くを語らなかった。彼女が熱く語ったのは、新設された病院を盛り上げる為に頑張った事や、看護師達の勤務環境の改善に尽力した事などだ。

広島県東広島市で生まれて、看護師を目指して頑張った話も聞いた。夫と出会ったのは広島時代であり、その当時夫は大学生だった。奨学金制度で看護学校に通った節子さんは、卒業後の約2年間は東京の東村山市にある病院に勤務した。その時、交際中の宣佳さんは節子さんに会う為に東京まで出向いて行った。しかしまだ学生の立場なので経済的に余裕が無かった。そこで、帰りの切符は節子さんが買ってくれたという。

宣佳さんが就職して先に東大阪市に来て、その後結婚して節子さんがやって来た。看護職を天命とも受け止めていた節子さんは、S45年の大阪万博開催の時に救護班として一週間派遣されたことを誇りに思っていた。

昨年8月27日の報道で、河村三枝さんの記事のみてすぐさま環境再生保全機構に石綿による健康被害救済法の申請を行った。そしてその後は東大阪労働基準監督署に労災申請を行った。しかし、妻の看病と仕事と労災申請の諸手続きは大変だった。そこで水嶋先生を経由して我々のところに相談があったのだ。「何とか存命中の認定を」と皆で祈ったが、残念ながら節子さんは監督署

の決定通知を受け取ることは出来なかったのだ。

「手袋の再生作業には多くの看護師や看護助手が関わっています。その方達の健康が気になります」と何度も訴えていた節子さん。その想いを受けて、5月27日に夫の宣佳さんが記者会見を行った。当日は、作業再現の為に患者と家族の会関西支部の滝澤京子さんが協力してくれた。準備したのは、段ボール箱の代わりに透明なプラスチックケースと、タルク粉末とベビーパウダーとゴム手袋。前もって練習をしていた滝澤さんの手際は良くて、作業が始まった途端に取材のカメラがドッと前に詰め掛けて立ちあがり…すると後ろから「前は立つな！」と怒号が。記者会見場が騒然となった時「お願いが有ります」と取材陣から提案があり、滝澤さんの作業は取材陣の前半と後半の為に2回実演する事になった。作業の間に舞い上がる粉。このような作業が大量のタルクを使用して行われていたのだ。病院の中に石綿粉じん作業場があったとは、意外な事実で驚いている。

記者会見が報道された翌日から、複数の相談が寄せられている。同じく手術室勤務歴のある方達だ。医療界に新たな石綿被害の実態が見え始めている。



## 韓国からのニュース

### ■タワークレーン設置・解体労働者の死亡事故／労組が災害対策を要求でストライキ

タワークレーンを設置・解体する労働者が死亡する事故が続いている。5月12日に全羅南道の龍海洞アパートの現場で、タワークレーンの横軸が折れて崩れ落ちる事故が発生した。労働者2人が40メートル下に落ちて亡くなり、3人は調整席と崩れたクレーンの残骸に身体が挟まって救助された。タワークレーンは、上部のワイヤーとクレーンの下段を繋ぐ繊維素材のスリングベルトが切れている状態が確認された。今年に入って、タワークレーンの設置・解体作業での労災死亡事故が続き、3月と4月にも、それぞれ1人が設置・解体作業中に死亡した。

13日、韓国労総・連合労連所属のタワークレーン設置・解体労働者100人余りは14日から全面ストに突入する。タワークレーン設置・解体労組は「多段階下請け構造が労災死亡事故の原因」と指摘。「強風や雨天など、天気が良くない時は作業を中止しなければならないのに、元請けや施工者側が無理矢理に工事を強行し、労災死亡事故に繋がっている」と話した。2013年5月14日 毎日労働ニュース キム・ミョン記者

### ■業務・強圧的な組織文化による機関士の自殺は業務上災害／遺族が労災申請

勤務中に発生した事故でうつ病と不安障害に罹り、今年1月に自殺したソウル都市鉄道公社セク乗務管理所所属の機関士、故・ファン・ソンウン氏の遺族が14日、勤労福祉公団に労災申請を提出した。ファン氏は昨年9月、地下鉄6号線を運行中、DMC駅で扉に乗客のカバンが挟まるウツカリ事故を起こした後、憂うつ障害と詳細不明の不安障害に罹り、その年の12月には病院で睡眠障害の判定を受け、1月19日の午後、家族に出勤すると言って家を出た後、アパート屋上から身を投げた。

代理人のユ・サンチョル公認労務士は、「会社がファン氏の事故事例を教育資料として利用し、資質の問題をずっと指摘され、(ファン氏が)持続的に圧迫とストレスを受けた」として、「キチンとした治

療を受けられずに運転を続けて自殺するに至ったので、明白な業務上災害」と話した。2013年5月15日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

### ■労働部『重大化学事故予防対策』を発表／労働界は「実効性がない」と批判

アルゴンガスの漏出事故で下請け労働者5人の命を奪った現代製鉄の、今年1分期の売上額は2兆7804億ウォンで、一日平均で309億ウォンの売り上げだ。この企業に最大5千万ウォンの罰金を賦課し、果たして労災事故が減るだろうか。

雇用労働部は21日、有害・危険業務を請負業者に任せ大企業元請け業者の安全保健管理責任を強化するとして『重大化学事故などの予防対策』を発表した。元請け業者に対する処罰規定を、既存の『1年以下の懲役または、1千万ウォン以下の罰金』から『5年以下の懲役または、5千万ウォン以下の罰金』に強化した。この他に、△事故現場に対する作業中止命令の拡大、△高危険事業場1200ヶ所に専門担当監督官を指定、△5人未満の事業場まで工程安全管理(PSM)を拡大適用、△PSM事業場を『高危険—中危険—低危険』の段階別に管理、といった内容が含まれた。

パク・ヘヨン公認労務士(労働健康連帯)は「一日に数百億ウォンの売り上げを上げる大企業に、罰金5千万ウォンはガムの値段に過ぎない」とし、「政府が『労災事故が起きれば、企業の売り上げに深刻な打撃を与える』という明確な信号を送らない限り、労災事故の根絶は難しい」と指摘した。

常時的業務に対する請負を禁止しなければならないという主張も出ている。2013年5月22日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

### ■労働部の前・現職長官を『災害放置の職務遺棄』で告発／企業殺人忠南対策委「労働部の責任者が処罰されるまで闘う」

イ・ジェピル前・雇用労働部長官など7人が、現代製鉄の重大災害を放置した職務遺棄で告発された。民主労総忠南本部と地域の社会・人権団体で構

成された『現代製鉄企業殺人忠南対策委員会』は28日午後、イ・ジェピル前・雇用労働部長官、パン・ハナム雇用労働部長官、前・大田地方雇用労働庁長、大田労働庁労災予防指導課長、前・大田労働庁天安支庁長、前・大田労働庁天安支庁長、前・大田労働庁天安支庁労災予防指導課長ら7人を、刑法第122条の職務遺棄罪に違反した嫌疑で大田地検に告発した。

対策委はこの日の告発に先立ち大田地検の前で記者会見を行い、「現代製鉄の惨事は、金に目の眩んだ企業と、無事安逸な官僚・監督しか考えない労働部が作り出した構造的殺人」として「企業主はもちろん、労働部もまた必ず責任を負わなければならない」と追求した。

対策委によれば、現代製鉄の唐津工場では、昨年9月以後に11人の労働者が産業災害で亡くなった。今年10日に5人がアルゴンガスで窒息死する前にも、6件の死亡事件と1件の意識不明など、重大災害が続いた。対策委はアルゴンガスによる集団窒息死について、「現代製鉄は作業標準指示書を無視し、労働部がこの問題を認識することさえできずに発生した、予想された惨事」と批判した。また、事件が発生する前に労働界が要請した二度の特別勤労監督を労働部が無視し、その間に発生した事件の原因糾明と再発防止対策が樹立されず、惨事が繰り返されているというのが対策委の主張だ。

対策委の関係者は「労働部が実態調査といった職務執行を正しく行わず、惨事の予防を放棄した」として、「事件に対する告発を越えて、企業と労働部の責任者が処罰される迄闘う」と話した。

一方、雇用労働部天安支庁は、アルゴンガスによる集団窒息事故が発生した忠南の現代製鉄唐津工場に対して、今年14日に特別勤労監督に入ると明らかにした。2013年5月29日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

## ■『発癌物質のない蔚山作り』が発足／蔚山北区庁と地域の労働・市民団体が参加

『癌発生率1位都市』という汚名を雪ぐために、蔚山北区庁と労働・市民団体が力を合わせる。民主労総蔚山本部と金属労組、蔚山市民連帯など10余の蔚山の労働・市民団体が29日、蔚山市庁プレスセンターで記者会見を行い、『発癌物質のない蔚山作り』

を発足させた。これらの団体は、△自動車部品団地であるメゴク産業団地での発癌物質調査、△発癌物質のない学校作り、△発癌物質を知る権利条例の制定事業を実施する計画だ。

蔚山は62年に特定工業地区に指定され、世界的な生産団地(造船1位・自動車5位・石油化学4位)に。その副産物として発癌物質が最も多く排出される。ユン・ジョンオ蔚山北区庁長は「自動車部品団地であるメゴク産業団地を安心産業団地にするために、入居企業が心をつにた」として「労働者と市民が安全で健康な生活を送れるようにするために努力しよう」と話した。

発癌物質のない蔚山作りには民主労総蔚山地域本部、金属労組、蔚山労災追放運動連合、蔚山環境運動連合、iCOOP蔚山生協、民主党、統合進歩党、進歩新党、発癌物質のない世の中作り国民行動などが参加している。2013年5月30日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

## ■56人目のサムスン職業病死亡者、労災不承認／「サムスン病院の医師が労災判定を審議」

サムスン電子LCD工場で働いて白血病で死亡したユン・スルギ(31)氏に対して、勤労福祉公団が労災不承認処分を出し、遺族が反発している。パノリムと遺族は30日、ソウル永登浦区の勤労福祉公団前で記者会見を行い、「公団が今回の労災判定の審議過程にサムスン病院の医師を参加させ、判定委員に関する情報を事前に公開しないなど、不公正な判定を行った」と主張した。

ユン氏は99年サムスンLCD天安工場に入社して化学物質を扱う生産ラインで仕事をし、5ヶ月目に倒れて重症再生不良性貧血の診断を受けた。13年間の闘病生活の後、昨年6月に亡くなった。ユン氏はパノリムが集計した56人目のサムスン職業病で死亡した労働者だ。同じ工程で仕事をしていて20代後半の男性労働者1人も白血病を発病し、20代半ばの1人の女性も乳癌を発病して闘病中である。遺族は昨年7月に勤労福祉公団天安支社に遺族手当と葬祭料の支給を請求したが27日、不支給処分が通知された。

パノリムは「公正性と透明性が毀損された労災不承認決定を取り消せ」と要求した。2013年5月31日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

(翻訳：中村 猛)

# 前線から

## はつりじん肺損害賠償訴訟 第19回弁論報告

大 阪

裁判所に弁護団長の浦先生から現時点における進捗が告げられた。原告からの主張は今回でいったん終了することになる。今回原告側からは、11名について個別の主張補充がなされ、加えて総論として共同不法行為論が詳しく論じられた。共同不法行為論

今回はなぜ被告が責任を負うのか、という法律上の議論を簡単に紹介する。

はつり工は入場する現場が日々異なるため、複数の元請の下で働いている可能性が高い。各原告が現役時代に浴びた粉じんには、大林組の現場のものもあれば、鴻池組の現場で浴びたものもあるだろう。長年の粉じんばく露の結果、じん肺に罹患したわけだから、関連する会社はいずれも責任がある。

今回提出した書面では、個々の行為が単独では被害を発生させないとしても、それらが重合した結果、現実には被害が生じている場合に、その被害を全く救済し

ないということは、被害の適正な救済をはかるという不法行為法の理念にもとる不当な結果を招来する、と主張している。

一方、被告側は、原告と雇用関係になかったため責任がないと主張したうえ、責任を負うとしてもその割合はわずかであると述べている。原告の30年以上におよぶはつり工としての職歴の中で、作業現場として挙げられた数が限定的であるというのがこの論拠になっている。しかし、記憶が確かな現場だけを今回の訴訟用に就労現場として挙げていることはすでに弁論の中で原告が主張しているとおりであり、実際はほとんどの時間を被告であるゼネコンの現場で作業してきたことは言うまでもない。

原告の徳田さんが常日頃、「被害者があるのに、加害者があらんというのはおかしい」と話していることは、まさに今回の議論を指しているのではないだろうか。

大林組準備書面

大林組から準備書面が提出された。この書面によると、「原告の主張は未だ不十分で個別具体的に反論できない」という従前の主張を再び繰り返すものであった。ただし、本人尋問のあとに反論をしたいとも書かれている。早期の本人尋問は各原告も望むところであるが、次回弁論は9月、次々回は11月に予定されており、年内の尋問開始は難しい。

また、書証として「はつり労働者の健康調査-52事例の解析-」が提出された。この報告書を根拠に、はつり労働者は1990年代にはほとんど保護マスクを着用し、80年代以降は保護マスクの着用を厳しく指導されていた、ということを立て証したいらしい。そのほかにも元請の安全配慮義務について議論を展開しているところを見ると、今後は真面目に裁判に取り組んでくるのではないかと期待している。弁論はしばらく行われぬが、次回期日まで気を抜かずに被告の主張をしっかりと検討していきたい。

次回期日：

9月26日(木) 15:00～

大阪地裁 2F大法廷

# 2013年夏期カンパへのご協力を！

各位におかれましては、様々な活動にご活躍のことと存じます。

常日頃、私ども関西労働者安全センターに対しまして絶大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、職業性胆管がん事件について、現在までに、震源となったSANYO - CYP社では17名、全国では20名が労災認定され、印刷業界への指導強化も進みつつあります。ただし、厚生労働省の対応には不十分な点がみられるため、今後とも化学物質規制の改善を求めて、粘り強く取り組んでいかなければならないと考えております。

ゼネコンを相手取ったハツリじん肺集団訴訟は、主張の整理がほぼ終わり、いよいよ証人調べが行われる見通しになってきました。本訴訟は建設現場におけるじん肺に対する企業責任を明らかにすると同時に、建設業界における労働者の人権軽視状況に風穴を開ける訴訟であり、原告団、弁護団とともに最後の勝利を目指して全力をあげています。

いじめ、パワハラに苦しめられる方々からの相談をはじめ、様々な労働災害、職業性疾患にかかる相談が日常的に続いており、全国の地域センター、いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター、関係専門家等と協力して問題に取り組んでいます。

アスベスト被害に対しては、患者と家族の会と協力しながら、被害を受けた患者、家族のサポートを行っています。企業責任追及の闘いでは、ニチアスを相手取った全造船・ニチアス関連企業退職者分会による札幌、岐阜、奈良地裁での損賠訴訟（札幌地裁では勝利和解成立）、東急車輛を相手取った損賠訴訟、日本通運・ニチアスを相手取った中皮腫吉崎訴訟、ダイゾーを相手とする中皮腫損賠訴訟などの支援に取り組んでいます。

しかし、各種のこうした取組みを進めながらも、当センターの財政状況はいまだに慢性的赤字状況が続いております。

いつもながらまことに心苦しい限りですが、今次、夏期カンパへの格別のご協力をお願い申し上げます。

2013年6月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦 功

事務局長 西野 方庸

郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

# 5月の新聞記事から

5/7 性同一性障害（GID）で、性別適合手術を受けて女性になった愛媛県松山市の30代の会社員が、職場の無理解や嫌がらせが原因で適応障害になったとして、近く労災申請する。会社員は1998年市内の企業に就職。同僚は男性ばかりで、男性を装うストレスから何度も過呼吸やパニック発作になり苦しんだ。

5/10 クボタは旧神崎工場（兵庫県尼崎市）の周辺住民のアスベスト被害について、昨年度に住民ら16人に救済金を支払ったと発表。今年3月末時点で計248人になった。内訳は中皮腫243人、肺がん4人、石綿肺1人。16人は全員が中皮腫。同社元従業員の石綿関連疾病者は3人増の計184人。

5/13 車いす生活だった夫が感染症で死亡したのは、勤務中の転落事故で脊髄を損傷したことが原因だとし、妻の木村由美子さんが労災保険の遺族補償を国に求めた審査で、労働保険審査会が因果関係を認定し、支給を認めた。支援団体によると脊髄損傷患者は、寝たきりや車いす生活による床ずれから感染症になる例が多い。療養が長期化するため、労災事故との因果関係が認められないことがあるという。

5/14 豊田労働基準監督署はトヨタ自動車高岡工場での労災事故をすぐに報告しなかったとして、労働安全衛生法違反の疑いで、トヨタの下請け「竹田組重量」（尼崎市）と同社社長、「穂浪工業」（大東市）の社長を書類送検。昨年9月22日工場内で作業員が骨折などを負ったが3カ月近く労基署への報告を怠るなどした疑い。昨年12月作業員が労基署に相談をしたため事故が発覚。

印刷会社の従業員らが胆管がんを発症した労災事件などを受け、日本産業衛生学会は原因物質と推定されている塩素系有機溶剤「1,2-ジクロロプロパン」について、作業環境での許容濃度を初めて決定、米国の基準の10倍という厳しい内容にした。1年かけて意見を求め正式決定する。

5/16 母親が死亡したのは工事現場で石綿を吸引したことによる中皮腫として、娘が国に遺族補償給付不支給決定の取り消しを求めた訴訟の判決で、静岡地裁は国の不支給決定を取り消した。母親は30代に4年間、建設工事現場で配管を保温する石綿製の布を扱い、02年12月に胸の異状を訴え03年9月に死亡。高齢の母親の体への負担を考慮し胸膜の細胞採取は行われなかったため、国は「病理学的根拠がない」と主張。しかし判決は臨床経過から中皮腫と認定し国側の主張を退けた。

5/17 建設現場でアスベストによる健康被害を受けたとして元作業員らが、国と建材メーカーに1人当たり3850万円の損害賠償を求めたアスベスト集団訴訟で、京都市内の大工や遺族計5人が京都地裁に提訴した。2011年6月の提訴から原告は計25人となった。

5/21 全国の印刷所の従業員に胆管がんが多発している問題で、厚生労働省の専門家検討会は、大阪市の印刷会社「サンヨー・シワフィピー」の元社員、野内豊伸さんを労災と認定すべきと結論付けた。厚生労働省は認定を大阪労働局に指示した。サ社の現・元従業員の認定は17人になる。胆管がんを巡っては4月末現在、サ社の17人を含め全国で68人の労災申請がありうち43人が死亡。

5/22 従業員にサービス残業をさせたとして、大阪労働局は労働基準法違反容疑で、人材派遣大手

「新日本」の社長と幹部社員1人、法人としての同社を大阪地検に書類送検した。全国の8営業所で派遣社員の出勤管理していた従業員30-40人にサービス残業が常態化。送検容疑は23年9-10月、営業所の従業員1人に100時間を超える残業をさせたが割増賃金数十万円を支払わなかったなど。

原子力規制委員会は日本原子力発電教習原発2号機の原子炉建屋直下に活断層があるとする調査団の報告書を了承した。既存原発で直下に活断層があると判断されたのは国内で初めて。世界でも前例がないとみられる。

5/24 働きながら妊娠出産した女性の4人に1人がマタニティーハラスメント（マタハラ）の被害に遭っていることが連合のアンケート調査で分かった。マタハラ被害はセクハラ被害を上回っているという。調査は在職20-40代の女性626人から回答を得、うち在職中に妊娠を経験したのは316人で「マタハラを受けた」と答えたのは25.6%。中身は「心ない言葉を言われた」が最多で37%。次いで「解雇、契約打ち切り」が29.6%。

23日に茨城県東海村の加速器実験施設「J-PARC（ジェイパーク）」のハドロン実験施設で放射能漏れ事故が起き、日本原子力研究開発機構によると被ばくした研究者は計6人。

厚生労働省が発表した2012年の労働災害調査によると、労災死者は1093人で、前年（東日本大震災の死者1314人を除く）に比べて6.7%増加した。業種別でみると、建設が367人と最も多く、製造199人、陸上貨物運送134人。主な原因は「墜落・転落」271人、「道路での交通事故」251人、「挟まれ・巻き込まれ」157人。

5/27 東大阪市の元看護師、高田節子さん（当68歳）が中皮腫で死亡したのは、医療用ゴム手袋を再利用するため使用したタルクに混入していたアスベストを吸ったことが原因として、東大阪労働基準監督署が労災認定していた。同様の作業での労災認定山口県の元准看護師に次いで2例目。

5/28 大阪府立金岡高校（堺市）で昨秋、青石綿が露出した状態で校舎外壁改修工事が行われた問題で、当時工事をした現場近くで青石綿とみられるかけら（8ミリ角）が見つかった。府教委は清掃が十分でなかったか、石綿が密閉し切れていないとみて調べている。

5/31 上司からの度重なるパワハラや長時間労働のため抑うつ状態になり、自殺未遂まで追い込まれたとして、日本マクドナルドに勤務する40代の女性社員が同社に感謝料や残業代の未払い分など計約1085万円の支払いを求めて東京地裁に提訴した。女性は今後、労災も申請する。女性は平成3年に入社。産休、育休後に復職した部署で仕事が増え、24年6月までの約1年間で残業は800時間、残業代未払い分は約240万円に。また上司からパワハラも受けた。

全国の労働局の「個別労働紛争解決制度」に寄せられた相談内容のうち、2012年度は「いじめ・嫌がらせ（パワハラ）」が5万1670件で、最多となった。厚生労働省が発表。12年度の相談は約106万件（前年度比3.8%減）あり、民事上の個別トラブルに関するものは約25万件（同0.6%減）。内訳はパワハラ5万1670件（同12.5%増）、解雇5万1515件（同10.9%減）、労働条件引き下げ、退職勧奨などが続いた。